

安全データシート

改訂日:2017年3月15日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称
会社名
住所
電話番号

塩化マンガン(II)四水和物
米山薬品工業株式会社
大阪市中央区道修町2丁目3番11号
(06)6231-3555(大阪・本社)
(03)3246-2311(東京) (0268)22-5910(上田)
(052)504-2221(名古屋) (082)537-0290(広島)
AD0817

整理番号

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康に対する有害性

急性毒性(経口):区分4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性:区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:区分2
特定標的臓器毒性:区分1(呼吸器)
(反復ばく露)

*記載のないものは「分類対象外」,「分類できない」または「区分外」。

ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険

飲込むと有害

皮膚刺激

強い眼刺激

呼吸器の障害

注意書き

【安全対策】

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

この製品を使用する時に、飲食/喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

【応急措置】

飲込んだ場合:気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚についた場合:多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する時は洗濯すること。

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズをしていて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合は医師の診断/手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。

【保管】

施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

該当情報なし。

該当情報なし。

GHS分類区分に該当しない他の危険有害性

重要な兆候及び想定される非常事態の概要

3. 組成、成分情報

化学品・混合物の区別

化学品

塩化マンガン(II)四水和物

別名

-

化学式

MnCl₂·4H₂O

CAS No.

13446-34-9

成分及び含有量

塩化マンガン(II)四水和物 100% (純度98%以上のもの)

マンガンとして27%

官報公示整理番号(化審法、安衛法)

(1)-235

GHS分類に寄与する不純物及び安定化化合物	該当情報なし。
4. 応急措置	
吸入した場合	呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合	呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。 多量の水と石鹸で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	汚染された衣類を脱ぐこと。再使用する前に洗濯すること。 水で数分間注意深く洗うこと。
飲み込んだ場合	眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 口をすすぐこと。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候症状 応急処置をする者の保護 医師に対する特別な注意事項	気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 該当情報なし。 該当情報なし。 該当情報なし。
5. 火災時の措置	
消火剤	水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂類 棒状放水
使ってはならない消火剤	不燃性であり、それ自身は燃えないが、加熱されると分解して、腐食性及び/又は毒性の煙霧を発生するおそれがある。
特有の危険有害性	移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。
特有の消火方法	消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。
消火を行う者の保護	
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	および緊急措置 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 密閉された場所に立入る前に換気する。 環境中に放出してはならない。 漏洩物を掃き集めて密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。
環境に対する注意事項	
封じ込め及び浄化の方法及び機材	
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	
技術的対策(局所排気、全体換気等)	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱い注意事項	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。 皮膚と接触しないこと。 粉じん、ヒューム、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 眼との接触を避けること。 飲み込みを避けること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
接触回避	
衛生対策	
保管	
安全な保管条件	換気の良い涼しい場所で保管すること。 容器を密閉して保管すること。
安全な容器包装材料	ポリプロピレン、ポリエチレン
8. 暴露防止及び保護措置	
管理濃度	0.2mg/m ³ (マンガンとして)
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)	
日本産衛学会	0.3 mg/m ³ (マンガン無機化合物として)
ACGIH	0.2 mg/m ³ (マンガン無機化合物として)
設備対策	この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

保護具

- 呼吸用保護具
- 手の保護具
- 眼の保護具
- 皮膚及び身体の保護具

- 適切な呼吸器保護具を着用すること。
- 適切な保護手袋を着用すること。
- 適切な眼の保護具を着用すること。
- 適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観(物理的状态、形状、色等)	桃色単斜晶系結晶
臭い	該当情報なし。
臭いの閾値	該当情報なし。
pH	該当情報なし。
融点・凝固点	87.6°C
沸点、初留点及び沸騰範囲	106°C
引火点	該当情報なし。
蒸発速度	該当情報なし。
燃焼性(固体、気体)	該当情報なし。
燃焼又は爆発範囲の上限・下限	該当情報なし。
蒸気圧	該当情報なし。
蒸気密度	該当情報なし。
比重(相対密度)	2.01
溶解度	151/100(8°C,水)
n-オクタノール/水分配係数	該当情報なし。
自然発火温度	該当情報なし。
分解温度	該当情報なし。
粘度(粘性率)	該当情報なし。

10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性	僅かに潮解性がある。 193°Cで無水物となる。
危険有害反応可能性	該当情報なし。
避けるべき条件	湿気、熱、直射日光
混触危険物質	強酸、ナトリウム、カリウム、亜鉛
危険有害な分解生成物	該当情報なし。

11. 有害性情報

急性毒性	経口 : ラットのLD50値1484mg/kgから区分4とした。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	皮膚に対して刺激性があり、EU-Annex I でR36/37/38に分類されている。(区分2)
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	眼を刺激し、EU-Annex I でR36/37/38に分類されている。(区分2)
呼吸器感受性又は皮膚感受性	呼吸器 : 該当情報なし。(分類できない) 皮膚 : 該当情報なし。(分類できない)
生殖細胞変異原性	該当情報なし。(分類できない)
発がん性	該当情報なし。(分類できない)
生殖毒性	該当情報なし。(分類できない)
特定標的臓器毒性(単回暴露)	マンガン粉じん(特にMnO ₂ とMn ₃ O ₄)の急激なばく露は、肺の炎症反応を生じさせ、時間の経過とともに肺機能障害を誘導する。肺への毒性は気管支炎等の感染性を上昇させ、結果としてマンガン肺炎を発症させる(GICAD 12(1999))との記載から、区分1(呼吸器)とした。
特定標的臓器毒性(反復暴露)	該当情報なし。(分類できない)
吸引性呼吸器有害性	該当情報なし。(分類できない)

12. 環境影響情報

生態毒性	該当情報なし。
残留性・分解性	該当情報なし。
生体蓄積性	該当情報なし。
土壤中の移動性	該当情報なし。
オゾン層への有害性	当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。(GHS分類:分類できない)

13. 廃棄上の注意

産業廃棄物処理認定業者に委託して処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号

該当しない。

品名(国連輸送名)

該当しない。

国連分類

該当しない。

容器等級

該当しない。

海洋汚染物質

該当しない。

国内規制

該当法規制特定できず。

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷くずれの防止を確実に進行。

応急措置指針番号

該当しない。

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(第2条 施行令第1条別表第1)[マンガン及びその化合物]

毒物及び劇物取締法

該当しない。

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(第57条・施行令18条)[マンガン及びその無機化合物]

名称等を通知すべき危険物及び有害物(第57条の2・施行令18条の2)[マンガン及びその無機化合物]

特定化学物質第2類物質、管理第2類物質(施行令別表第3)[マンガン及びその化合物]

消防法

該当しない。

水質汚濁防止法

指定物質(施行令第3条の3)[マンガン及びその化合物]

大気汚染防止法

有害大気汚染物質・優先取組物質(中央環境審議会の第九次答申)[マンガン及びその化合物]

16. その他の情報

参考文献

CLIP(製品評価技術基盤機構HP)

16615の化学商品(化学工業日報社)

The-Sigma-Aldrich Library REGULATORY and Safety Data Vor.3

GHSの挑戦(化学工業日報社)

記載内容のうち、含有量、物理/化学的性質等の数値は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・情報 データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅した訳ではありませんので取り扱いには十分注意して下さい。